第8回鏡石町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○事務局職員出席者	3
○議事日程	4
○本日の会議に付した事件	4
○開会の宣告	5
○招集者あいさつ	5
○開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○報告第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第 232号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第 233号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○閉議の宣告	18
	18
	18
○署名議員	19

鏡石町告示第1号

第8回鏡石町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成19年1月16日

鏡石町長 木 賊 政 雄

- 1. 期 日 平成19年1月19日(金)午前11時00分
- 2. 場 所 鏡石町役場議会議場
- 3. 付議事件
- (1) 専決処分した事件の承認について
- (2)公の施設の指定管理者の指定について
- (3)平成18年度鏡石町一般会計補正予算(第6号)

○応招・不応招議員

応招議員(14名)

	1番	仲	沼	義	春	君	2番	渡	辺	定	己	君
	3番	今	駒	隆	幸	君	4番	根	本	重	郎	君
	5番	大酒	可原	正	雄	君	6番	柳	沼	俊	行	君
	7番	今	泉	文	克	君	8番	木	原	秀	男	君
	9番	菊	地	栄	助	君	10番	小	貫	良	巳	君
1	1番	藤	島	_	郎	君	12番	円	谷		寛	君
1	3番	円	谷	寅三	三郎	君	14番	森	尾	吉	郎	君

不応招議員(なし)

第8回鏡石町議会臨時会会議録(第292号)

平成19年1月19日(火)午後11時00分開議

1. 出席議員(14名)

1番	仲	沼	義	春	君	2 耄	番 渡	辺	定	己	君
3番	今	駒	隆	幸	君	4章	番 根	本	重	郎	君
5番	大河	可原	正	雄	君	6 律	番 柳	沼	俊	行	君
7番	今	泉	文	克	君	8章	番 木	原	秀	男	君
9番	菊	地	栄	助	君	10章	番 小	貫	良	巳	君
1番	藤	島	_	郎	君	1 2 律	番 円	谷		寛	君
3番	円	谷	寅 三	三郎	君	14章	番 森	尾	吉	郎	君

2. 欠席議員(なし)

1

1

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 町 賊 政 雄 君 役 大河原 君 長木 助 直 博 総務課参事兼 円 谷 光 行 君 教 育 長 佐 藤 節 雄 君 課 長

教育課長今泉保行君

4. 事務局職員出席者

議会事務局 面 川 武 主任主査 大河原久美子局 長

5. 議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第 62号 専決処分した事件の承認について

日程第4 議案第232号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第5 議案第233号 平成18年度鏡石町一般会計補正予算(第6号)

6. 本日の会議に付した事件

議事日程(第1号)に同じである。

開議 午前10時58分

◎開会の宣告

○**議長(菊地栄助君)** ただいまから、第8回鏡石町議会臨時会を開会いたします。 直ちに本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届け出者は、皆無であります。

◎招集者あいさつ

○**議長(菊地栄助君)** 本臨時会にあたり町長からあいさつがあります。 町長。

[町長 木賊政雄君 登壇]

○町長(木賊政雄君) おはようございます。

新年を迎えても暖冬が続いている今日、第8回鏡石町議会臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございました。

昨日、東北自動車道鏡石パーキングエリアへスマートインターチェンジ導入に向けての、社会実験が国土交通省から採択を受けました。

実施に向けて、議会とともに運動してきた成果であり、誠に喜ばしい限りであります。

改めて議員の皆様にお礼申し上げますとともに本格導入に向けて、なお一層のご 支援をお願いいたします。

今、臨時会にご提案申し上げますのは、専決処分1件、公の施設の指定管理者の 指定1件、補正予算1件の計3件であります。

ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げごあいさつといたします。

◎開議の宣告

○議長(菊地栄助君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

よろしくお願いを申し上げます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(**菊地栄助君**) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、2番、渡辺定已君、3番、今駒隆幸君、4番、根本重郎君を 指名いたします。

◎会期の決定

○議長(菊地栄助君) 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(菊地栄助君) ご異議なしと認めます。

よって会期は1日間と決しました。

◎報告第62号、上程、説明、質疑、討論、採決

- ○議長(菊地栄助君) 日程第3、報告第62号 専決処分した事件の承認について の件を議題といたします。
- ○議長(菊地栄助君) 局長に議案を朗読いたさせます。
- ○議会事務局局長(面川武君)

〔報告第62号を朗読〕

○議長(菊地栄助君) 提出者から提案理由の説明を求めます。 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

○総務課参事兼総務課長(円谷光行君) おはようございます。

ただいま提案されました、報告第62号 専決処分した事件の承認について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり、専決処分したので同条2項に規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次ページをお願いします。

専決第59号 専決処分書 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増加 及び規約の変更については、このたびの福島県後期高齢者医療広域連合の設置によ り、今年2月1日から福島県市町村総合事務組合に加入することの規約の変更承認 であります。

その規約の一部改正する内容につきましては、規定の追加と削除、条項の繰り上げ等であります。

特に、第2項に会計管理者をおき、職員のうちから管理者が任命する。が新たに 追加になりました。以上内容のとおりでございます。

附則、この規約は、知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合規約は、平成19年2月1から適用する。ただし、第10条から第13条の改正規定は平成19年4月1日から適用する。

以上、説明いたしましたご審議をいただき承認賜りますようお願いいたします。

○議長(菊地栄助君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(菊地栄助君) 質疑なしと認めます。

討論を省略しただちに採決を行うことにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(菊地栄助君) ご異議なしと認めます。

討論を省略し採決に入ります。

報告第62号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。 お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(菊地栄助君) ご異議なしと認めます。

よって、報告第62号 専決処分につき承認を求めるの件は、承認することに決しました。

◎議案第232号、上程、説明、質疑、討論、採決

- ○議長(菊地栄助君) 日程第4、議案第232号 公の施設の指定管理者の指定に ついての件を議題といたします。
- ○議長(菊地栄助君) 局長に議案を朗読いたさせます。
- ○議会事務局局長(面川武君)

〔議案第232号を朗読〕

○議長(菊地栄助君) 提出者から提案理由の説明を求めます。 教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

○教育課長(今泉保行君) 議案第232号 公の施設の指定管理者の指定について 提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの議案は、鏡石町民プールの指定管理者の指定につきまして、準備等が整いましたことからその指定について議決を賜るものであります。

鏡石町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第6号の規定に基づき 鏡石町民プールの指定管理者を指定するものであります。

施設の名所、鏡石町民プール。指定管理者となる法人、福島市笹谷字古屋東9番地の18、株式会社エスエフコーポレーション、代表取締役社長 大島茂美、指定の期間、自平成19年4月1日、至平成22年3月31日までの3ヶ年であります。以上、提案についてご説明を申し上げました。

よろしくご審議の上議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(菊地栄助君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、木原君

[8番 木原秀男君 登壇]

○8番(木原秀男君) 指定管理者制度の移行の件について、全協などでいろんな詳しく説明を受けましたが、少々再度確認しておきたいところがございまして、質問させていただきます。

1つは、温水プールが指定管理者制度への移行したのはどのような原因があったのかご説明願います。プロセスですね。2つめ、サービス面の低下についての疑問についてでございますが、民間に委託した場合は、ある程度よい方向に進むというふうなものが常識でございますが、しかし、コーポレーションという会社福島にありまして、これから従業員を募集するというふなことも聞いております。

地産地消の意味から地元からの採用はどのように考えているのかということと売店や自動販売機の継続はどのように考えているのかをお尋ねいたします。

それから安全面への配慮の件ですが、たしかに今、懇切丁寧なる数字をいただき

ましたので、少々1点だけ説明願いたいと思います。

鏡石のネットワークとの差は約1,200万円の差でございましたが、その辺はどのような原因で1,200万円位の差がついたのかということともう一つお尋ねいたしますけれど、安い方の方に入札をしたのかというふうなことをお尋ねします。それからプールの監視の件です。安全面への配慮の件ですが、前の鏡石のネットワークさんは何人体制で監視していたのか。そして今度のコーポレーションさんは、何人体制で監視にあたるのかお尋ねします。

○議長(菊地栄助君) 質問に対する答弁を求めます。 教育課長。

〔教育課参事兼課長 今泉保行君 登壇〕

○教育課長(今泉保行君) 8番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、1点目の温水プールが指定管理者に至った経過でありますけれど、ご承知のように地方自治法の改正に伴いまして、公の施設が法人、さらにはNPOの団体等に業務を委託できるというような法改正がされました。それに伴いまして基本的に公の施設の管理運営につきまして、効率性さらにはサービスの向上等を目的にすべく指定管理者の指定というような導入を、図ることができるというようなことになったことで本町民プールにつきましても、そのような目的にしたがった中で指定管理者の指定をさせていただくという方向性を、ださせていただいたところであります。

2点目のサービスの低下の関係でありますけれど、よい方法に進むためには当然 さらなるサービスの提供について、今後業者と話し合いを進めながらサービスの低 下にならないように進めることはもちろんであります。

地元の採用等についてでありますが、現時点でもできる限り地元の方々の採用等 についてお願いしていきたいということで考えているところであります。

また、売店の継続性につきましてもこれから内容等について、指定すべき業者と 検討していくことになりますが、できるだけそのような地元の業者等の利用等につ いても働きかけをしてまいりたいと考えております。

続きまして、安全面の配慮の関係でありますけれども、今回の提案書の中で資金計画等の中身がありました。その結果ネットワーク鏡石さん、太陽興産の共同体からの資金計画の提案がありまして、結果1,200万円程の差があったわけでありますけれども、数字的なところにつきましては人件費相当分において、その差があったところであります。安い方に決めたということではなく、それらの今後の実施計画等を含めた中で、さらには、先ほども申し上げました所期の目的であります、効率的な指定管理者の運営というようなことも総合的に含めまして、選定委員会においてその指定管理者の指定をさせていただいたところであります。

監視業務についてでありますけれど、何人態勢かということでありますが、資料を探しておりますが現在通常業務、さらには夏期休業時等の繁忙期と言われる時期においてそれぞれ人数が異なっております。仕様書等におきましても現監視人数等を原則として、監視業務に当たっていただきたいということで仕様書等がつられておりますので、内容等についてはそれらの人数等で運営されるものと考えているところであります。

以上答弁とさせていただきます。

- ○議長(菊地栄助君) 他に質疑はありませんか。
 - 8番 木原君の再質問を許可します。

[8番 木原秀男君 登壇]

○8番(木原秀男君) ただいまご答弁を受けたのですが、一つお聞きしたいのですが公の施設の指定管理者制度ができたから、そちらの方に移行したというふうに私の方ではとっておりますが、いわゆる最初温水プールができるときには、相当の覚悟でこれだけの金額、施設をつくったと思いますが、しかし、果たしてそれらのものは前から私がいっているとおり、町の町民のものなのです。それを簡単に制度ができたからといってそちらの方にのせかえるということはいかがなものかというふうに私は考えます。

相思相愛で結婚してちょうと事情ができたから、世の中が変わってきたから思ったとおりにはいかないからというふうな感じで、相手を乗りかえるというそういうふうに私にはとれます。

あくまでも町民のものですから、町の町民に対して、住民に対して納得できるような説明もほしいのではないかと思います。

制度ができたからといって簡単にあちらに向きこちらに向いたのでは、町の根本的な考え方が伺がわれるところでございます。

その辺のことはどのように考えているか答弁願います。

○議長(菊地栄助君) 質問に対する答弁を求めます。 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

○教育長(佐藤節雄君) ただいまの再質問についてお答えしたい思います。

施設については、あくまでも町のものでございますけれど、今回の指定管理者制度についての移行ということで、町民プールを指定管理者制度に移行にしたいということでございますけれど、基本的な考え方につきましては、民間の能力、経営仕法について活用して、住民サービスをさらに向上させていただくというふうな目的でございますので、今までの町民プールの利用者、年々実態をみますと利用者数が少なくなっているというようなことでございますので、この制度を活用しまして町民にもさらに利用していただくようにサービスの向上に努めていくよう指定管理者を受けた業者と共同でその辺を図っていきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

- ○議長(菊地栄助君) 他にありませんか。
 - 8番 木原秀男君の再々質問の発言を許します。

[8番 木原秀男君 登壇]

○8番(木原秀男君) ご答弁をいただいたんですけれども、民間の能力を活用する、 ノウハフを活用するというふうなことでございましたが、年々売上げが減っている、 そうするとこういうふうにとらえていいのかな、町で経営する能力が足らないから 売上げが減っている、ということで民間の能力を活用するということは自ら自分た ちの一生懸命の能力を発揮する場を持たないとか、やはり衰えているとかというふ うな考えでよろしいのでしょうか。 その辺をお尋ねいたします。

○議長(菊地栄助君) 執行の答弁を求めます。 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

○**教育長(佐藤節雄君)** 木原議員の再々質問に対してお答えしたいと思います。

今まで町の方で町民プールを管理しておりましたけれど、できる限りの利用促進というかたちで図ってきてまいりましたけれど、中々利用者数の減少に歯止めがかからないというのが現状でございました。ということで指定管理者制度を活用して今までと違ったかたちで運営していただくことによって、サービスの向上をさらに別の角度からしていただければさらに町民に対する、サービスの向上が図られるのではないかという観点もありましたので、今そういうかたちで選択をさせていただいたということでございます。

- ○議長(菊地栄助君) 他に質疑はありませんか。
 - 12番 円谷寛君の質問の発言を許します。

[12番 円谷寛君 登壇]

○12番(円谷寛君) 今の町民プールの指定管理者について若干お尋ねをしたいと 思います。

私は指定管理者の導入にあたって、矢吹町の例を勉強させていただいてまいりま した。

矢吹町の施設管理の資料などももらって、勉強させてもらったんですけれども、我が町は非常に不十分ではないかと考えているんですね。というのは矢吹町はあゆり温泉と町民プールで2つの施設でですね、伸和建設が指定管理者になったんですけれどもそれまでの町の持ち出しが5,100万円であった、それが2,100万円に下がったんですね。その3,000万円は何かということで確かめたんですけれど、これは職員の人件費がそれぞれに2人づつ配置して4人分の人件費である。4人分の人件費がだいたい3,000万円で4人を除いた金額が伸和建設の指定管理料であるということであった。非常に分かりやすいというか、指定管理者制度というのは、節約するものなんだなと認識した。ここにきて金額が具体的に説明を受けてみるとあまり下がっていない。これはやはりちょっと意外だったなと思うんですね。それはやはり我が町の施設に相当な問題がある。というふうに思うんですね。これはやはりレジャー施設としてこの施設を考えているのか。それとも町民の健康増進として、考えるかということで大きく異なってくると思うんです。

レジャー施設としてとらえるんであれば、確かにウオータースライダーも前に一般質問をやったことがあるんですけれど、流れるプールは電気料の無駄ではないかと消費減で、地球温暖化にも我々は努力しなければならないときに、あれだけの水を流してプールに流れをつくるということは、大変な電力を要しているんですね。

これはむしろ皆流れに逆らって歩くんであれば、運動量を増やすという意味で意味があるんですけれど、皆流れにしたがった歩いている。そうしますとこれは、大股に歩くのには流れにしたがって歩けばいいんですけれども、運動の効果としては意味がないんですね。大股に歩く、ストレッチの為に歩くというんであれば、水の加減を少なくすればいいんです。矢吹の場合は仕切り板といいますか、下に台を渡

してその上を皆歩くんですね、大いにストレッチはできるんですね。ですからそういう体力増強といいますか、健康増進のために施設を考えるんであれば、もっともっと経費を節約しなければならないんではないか。というふうに私は考える。

そこでご質問をさせていただくんですが、今の町の財政状況からすれば現在のこの料金でも高すぎると私は思います。これから見直しをして例えば流れるプールには水を流さなくてもいいんだと、ウオータースライダーなんかもせっかくつくった施設だからもったいないんですけれど、私は夜ばかり行っているからですけれど、このウオータースライダー使っているのを1回もみたことがないんですね、だけれどあそこに大量の水を流しているんですね、これまた大変な電気を使っているんですね、不断はこれを止めればいいんです。

夏休みとか、春休みに期間限定をしてウオータースライダーを使うことによって、電気料が大幅に節約できるという見直しをこれからやっていかないと、町の状況は大変だと思うんですよね。交付税はどんどん減っていきますよね。自主財源といっても農家の所得は今ほとんど厳しい状況ですから、それで所得税が地方税に振り替えるといっても、その分の減収といっても農家自体が今困っていますから税収の増加と言うのは非常に厳しいと思うんですよ。ですからこれは思い切ったことをやっていかないと町が成り立たないという状況を、先ほどからいろいろ議論があったんですけれど、財政状況の認識は如何にと問いたいんですね。ですから私はこれから思い切って経費節減を考えていかなければならない。

その時に3年間の私も非常に確認のためには、前に文書はもらっているんですけれども勉強不足の所がありますけれど確認をしておきたいのは、3年間はこの金額でやっていかなければならないのか。例えばいろんな仕法で経費を節約することは3年間はできないのか。途中で町の財政が厳しいからということで、もっともっと大胆な経費の節減策を打ち出していくことは協定で行けば3年間はできないのか。もしできる可能性があるのか。

その辺を確認をしておきたいと思います。

○議長(菊地栄助君) 質問に対する執行の答弁を求めます。 教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

○教育課長(今泉保行君) 12番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

矢吹町との比較でありますが、これは以前からご説明申し上げておりますように、いろいろ施設規模等運営等が違うということで単純な比較はできないところである ということでご答弁をさせていただいているところであります。

料金、電気料等の経費の問題でありますが、これらにつきましても以前12番議員からもご質問があって我々としても工夫をさせていただいているところであります。そういうことからこれまでも改善に努めております。

3ヶ年の考え方でありますが、いわいる今回3ヶ年の限度額設定をさせていただいておりますが、過日ご説明申し上げました協定書の中身におきまして、事業計画さらには事業報告それらを受けた中では業務の改善等についての指導といいますか、そのようなものも行われるということでありまして、改善策等についても今後指定されるべき管理者等と協議しながら効率的な運営について町としても当然関わって

いく必要があるというふうに考えているところであります。 以上ご答弁とさせていただきます。

○議長(菊地栄助君) 12番 円谷寛君の再質問の発言を許します。

[12番 円谷寛君 登壇]

○12番(円谷寛君) かなりしつこいんですけれども大事な問題ですから、確認しておきたいんですけれども、3年間で9,765万円という金額について変更することが、可能であるのかないのかで努力するではなく端的にイエスかノウかでこれをお答えいただきたいということと、すべからく今までプールの経費については節約すべきだといってきた中で、矢吹は施設が違うといわれているんですけれど、我々一般の町民の感覚からいくと、例えば矢吹町の温水プールは60歳以上、一切町民の場合は無料ですね。

あゆり温泉についても70歳以上は1日入っても100円しか取らないんですね。 そして健康増進のため大いに貢献しているんだろうと思うんですね。介護保険料が 基本料金で1,200円も違うんですね。鏡石と比べて1,200円も違うんです ね。

これは大いに貢献していると思うんです。だから施設が違うというだけではなくして、この施設をレジャー産業としてみていくのか、それとも町民の健康増進のための施設に徐々に変えていくのかという、そういう基本的な視点の中で検討していかないと、矢吹とは施設が違う、確かに鏡石はレジャー施設のような要素をもってつくってあるんです。

実際、しかしその機能は果たしていないんです。ですから私はもうレジャー施設は止めて、健康増進の施設に縮小していくとそういう経費を節約していくという視点でこれから検討していかなければならないのではないかと私の考えなんですけれども、とりあえずそういういろいろな見直しを3年間はできなくて、9,700万という金額が決められた金額であるからこれは負担をしなければならない。

そういう見解なのか、電気料については前にも議論してきましたけれど、これからいろいろやっていくそうでございますけど、その他の問題については金額としてここで決められたからそのままでいかなければならないのか。或いは努力をして検討すれば協議をして変更をすることが可能なのかどうか。

このことを端的にお聞きしておきたいということです。

○議長(菊地栄助君) 答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

- ○教育課長(今泉保行君) 12番議員の再質問にご答弁を申し上げます。
 - 3ヶ年の考え方でありますが、これにつきましては毎年毎年いわゆる年度協定ということで結んでいくことになりますので、その中で変更はできるということになります。
- ○議長(菊地栄助君) 他にありませんか。
 - 6番 柳沼俊行君の発言を許します。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

○6番(柳沼俊行君) 指定管理者の件につきまして、私は今回この指定管理者制度

は町民、民間の能力を借りて、活用して経費削減を図ることが大きな目的であり、また、町としては町民の福祉向上にそれが寄与するんだということであろうと思うわけであります。その中で過日16日の説明の中で積算根拠と言うことで資料があったわけであります。この積算根拠の中に物件費が17年度実績をもとにして提示されたわけでありますが、この17年度実績よりも約1,000万増えているわけですね、本来ならば指定管理者制度導入するにあたって、民間の能力を借りると、一般的な競争入札ではなくて経営努力によって、経費を削減していくということが基本に私は一般の企業はあると思うわけであります。

その中で今回の一面のプレゼンテーション、エスエフコーポレーション、ネットワーク鏡石、太陽興産のJV、京浜企業の提案これらのもとが物件費のもとが町で考えている積算というものがあって、そしてこのプレゼンテーションをいただき、そして検討されたかどうか。物件費約1, 000万の予備の根拠はどこにあったのか。町としてはどのくらいみていたのか。

その辺が分かればお願いしたいと思うわけであります。

よろしくお願いします。

○議長(菊地栄助君) 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

○教育課長(今泉保行君) 6番議員のご質問にお答え申し上げます。

積算根拠の関係でありますけれども、積算根拠にあたりましては、募集要項の中でここ2ヶ年間等の町の実績をお示ししてそれを参考にした中でそれぞれ資金計画を策定していただいております。その結果でありますが、参加された業者の中でそれぞれ考え方を示した中で人件費等で大きな差が出たのは事実であります。

さらには、物件費につきましても今後の見通し等を含めた中での計画書でありましたので、その金額については基本的な町の経常的な経費というとらえ方で示されたものと理解しておりまして、妥当な金額であるということで今回みたところであります。

以上答弁とさせていただきます。

- ○議長(菊地栄助君) 6番 柳沼俊行君の再質問の発言を許します。
 - [6番 柳沼俊行君 登壇]
- ○6番(柳沼俊行君) なぜこのようなことを聞くかと申しますと、今後これは町の施設であります。町の施設が当然年数がたてば老朽化してくる。そんな中で3年間は契約でありますからこの金額でこの会社には契約金がいく、しかしプラス町としては、電気料は町の負担そして燃料の高騰なり或いは変動があった場合には、3%を超えた場合には町が負担する、そして物が施設が壊れた場合には10万円を超えた場合は町が負担すると、今後町民の福祉向上を願う中で果たしてどうなのかなと、やはり一般的な経費を如何に下げるかがこれから私は課題だと思います。これはどんな施設をつくってもいかにランニングコストを減らすかということが課題である。なぜこんなことをいうかと申しますと、どこの施設も公共施設というのはランニングコストを考えないでいままではつくってきたといいますか、積算して町民の福祉向上のための施設として整備をしてきたわけであります。

しかし、せっかく指定管理者制度を導入するんですからここではっきりと民間の物件費と比べてしっかりと積算し直して、私はこの指定管理者制度を導入すると、これは町民にとってはこれだけの期間をかけてやったということを、説明できるようなかたちでやるのか、或いは決定するのがいいのではないかなと、ここにきて1ヶ月、2ヶ月はどうこうではないと、民間の経営仕法を入れるんですからしっかりと考えを変更して指定管理者制度を導入するとそういうことはできるかできないか。

○議長(菊地栄助君) 再質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

○教育課長(今泉保行君) 6番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

ランニングコスト、さらには固定的な経費の考え方でありますけれども今回提案 されている経費については、あくまで行政サイドからの区分の経費内容であります。 ただいまお話ありましたように、会社経営的な考え方の中での経費のとらえ方、 若干異なる部分もありますけれども今後ですが、会社経営的なコスト削減等も含め た中で先ほど申し上げましたが、経費の見方、考え方につきましては毎年お互いに 協議できる、さらには改善できるという協定書になっておりますので、それらの中 で協議しながら経費節減に進めるということで進めていければなと考えております。

- ○議長(菊地栄助君) 6番 柳沼俊行君の再々質問の発言を許します。
 - [6番 柳沼俊行君 登壇]
- ○6番(柳沼俊行君) 今、町の契約期間の中で協議をして進めていくという答弁でありました。

今回の契約は、金額が決まれば確かに改善面ではおそらく協議はできるでしょうが、契約金額の変更はできない訳でありますね。やはり財政が厳しい中であります。 しっかりと先をみて、今、契約前に検討するということが先ではないかなと思います。

その辺はどうか。

○議長(菊地栄助君) 答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

○教育課長(今泉保行君) 6番議員の再々質問にご答弁申し上げます。

今回の指定管理者に伴う指定管理料の考え方でありますが、後で補正予算等で出てくるところでありますが、限度額設定というとらえ方で考えております。

そのような意味からも単年度協定の中でいわゆる指定管理料について、精算した中では減額等の考え方もあってもよろしいのかなと考えておりますので、変更といいますかいわゆる3年間の中では、金額についての変更は出てくると考えております。

○議長(菊地栄助君) 他にありませんか。

3番 今駒隆幸君の発言を許します。

〔3番 今駒隆幸君 登壇〕

○3番(今駒隆幸君) 3番今駒です。

プールの委託から管理者制度に移ったわけですが、私は自分の意見としては管理

者制度のシステムを導入するということは、非常に賛成なんですね。

柳沼議員がいわれたように、いろんな公共でやっていものが民間委託され、民間が努力していくというかたちで、それでまた広がりが見せられるということがあるんですね。私3年間議会でも数々の予算、決算では多くの話が出てきたんです。

その中で一番はお金の問題が非常に強く出ているんですね。これ私も会議の席でもそれと違う案を出しているんですが、皆さんね。先ほどいいましたけれど税金でたてられた物なんですね。

皆さんも存じていると思いますけれど、もと公共施設というか、公共施設の中でこれだけの人間が利用しているというのも珍しい。こんな小さな町でね。多くの方々が町内外からきてもらっている。私が聞くには本当に鏡石町のプールは素晴らしいという話をよく聞く。

須賀川あたりにもそう言う物を建ててほしいという話もよく聞きますね。私はそういった点では素晴らしい施設をつくってもらったと思ってんです。

こういう小さな町でね、子供達のスポーツ育成とかそういうのもみると本当にどんどん良くなったなあと、ただね運営面でお金の面が3年間事細かく話されているんですね。

私はそれよりもお金の面を考えるのも分かりますけれどね、何が何でもね今日本 全国で考えられている、安全面なんですね、ここでお金を安くしたから安全が守ら れると確実にいえるものなのでしょうかね。

皆さん。私ねいろんなところ調べていますね。今他の議員から安くなったから良くなったと話をしているが、全国的に調べると委託料が増えている方なんですね。

なぜかというと危険、安全面なんですよね、できるだけ子供達とか健康面を考えるとお年寄りの方をトラブルがないように委託料を上げているケースが非常に多いんですよ。

それは事故が多くなったことによりですね。一時同じ考えで経費を削減してそうすると一般企業は人件費を削るんですよ。これが一般的なんですね。そういった点で私今一番心配しているの安全面なんですよ。

さて、8万人以上来て今こういう金額的なことばかり考えて、安全面が守られるか、その人材しっかりみられる人材を確保できるかということを一番心配しております。

そういった点はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長(菊地栄助君) 質問に対する執行の答弁を求めます。 教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

○教育課長(今泉保行君) 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

安全面の関係でありますけれども当然プールの運営につきましては、安全面について最大限の配慮をしなければならないというふうに考えております。

この度の指定管理者の指定にあたりましても、特別、仕様書といわれるものさらには協定書といわれるものの中において、現時点での運営の安全面のさらなる安全面について、今後も運営の中で徹底していただくようにとの考え方でそれらの仕様書、協定書を結んでいくというふうに考えております。

また、その運営にあたります人材確保等につきましても当然でありますが、社内の研修等を充実させていただくとともに先ほどありましてけれど、ノウハウをもった方の雇用等も併せた中で人材確保、態勢づくりにつきましても指定すべき管理者の方々と協議しながら移行していただくように考えているところであります。

○議長(菊地栄助君) 他にありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(菊地栄助君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

休議します。

休議 午前11時47分

開議 午前11時48分

○議長(菊地栄助君) 開議します。

討論を行います。

初めに反対討論の発言を許します。

6番 柳沼俊行君。

[6番 柳沼俊行君 登壇]

○6番(柳沼俊行君) 今回、指定管理者制度導入の議案がでました。

私は、本制度は民間にできるものは民間にという国の方針、早くいえば経費を削減しなさいと、そして自治体の行政能力を高め健全経営をしていただきたいということが、大きな柱にあるんではないかなとそしてまた町は、なぜ管理者制度を導入するかということを目的に、そして町民福祉の向上に役立つ指定管理者制度を導入したいということであろうと思うわけであります。

その中で指定管理者になった方に企業的考えをもとに企業のもっている経営能力を活かして、経費の削減を図っていただくということが大きな目標である。指定管理者を導入するにあたっては、今までの経費と変わらない今回の提案は私は理解に苦しむわけであります。

町民にとってなるほど経費削減を図って、町民の福祉向上に役立っている指定管理者であると理解できるような提案をお願いしたいわけであります。

私はこの提案については時期尚早であると思って反対討論いたします。

○議長(菊地栄助君) 次に賛成討論の発言を許します。

14番 森尾吉郎君。

[14番 森尾吉郎君 登壇]

○14番(森尾吉郎君) ただいま臨時議会におきまして公の施設に対するところの今、議決を要か否かという瀬戸際になっております。ご承知のとおり民間委託というのは今までは皆さん非常に大きな声で叫んできたわけでありまして、今財政上の問題からいろいろと国、県上げてできるものなら民間の活躍を利用するすべきだというようなことを多く叫ばれておるわけであります。

今回このプールに対するところの基本協定の中には第1章より第10章までのそ

の他の第10章はその他となっています。

そういう中で協定書がつくられております。いろいろと資料を拝見しまして第3 におかれましては、その申請者並びに契約者そして町側と数字がなっております。

その数字も17年度の実績のもとにおいて今回、町の方の事業をいただく業者の 方でいただく提示させている数字とこのようになっております。

これはそういう関係から町はいま今、皆さんご承知のとおり苦しい中で生きている鏡石ということで、常日頃行っているわけでございますからそういったかたちで、今第1号として指定管理の町民プール、確かにお金は非常に多くかけてつくったプールであります。

このプールの時、私は特別委員長を務めたから非常にこの件については、理解して内容等は非常に知っております。そういう関係から10周年を迎えるにあたって、特別また老朽化までには行っておりません。

その施設を今回指定管理者にお任せするということに対しては、その協定書をそのようにきちんと守っていただいて、特に執行部の皆さんはこの協定書をしっかり守るということを条件にして賛成の意見とさせていただきます。

○議長(菊地栄助君) 次に反対討論の発言を許します。

[討論する者なし]

反対討論なしと認めます。

以上をもって討論を終了いたします。

議案第232号 公の施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。 お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第233号、上程、説明、質疑、討論、採決

- ○議長(菊地栄助君) 日程第5、議案第233号 平成18年度鏡石町一般会計補 正予算(第6号)についての件を議題といたします。
- ○**議長(菊地栄助君)** 局長に議案を朗読いたさせます。
- ○議会事務局局長(面川武君)

〔議案第233号を朗読〕

○議長(菊地栄助君) 提出者から提案理由の説明を求めます。 助役。

〔助役 大河原直博君 登壇〕

〇助役(大河原直博君) ただいま上程されました、議案第233号 平成18年度 鏡石町一般会計補正予算(第6号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げ ます。

このたびの補正につきましては、新年度から、ただいま議案第232号で議決を 賜りました鏡石町民プールの管理につきまして、指定管理者に移行するため債務負担行為の追加補正をお願いするものであります。

5ページでありますが、第1表 債務負担行為補正、追加といたしまして指定管

理者が行う鏡石町民プールの管理業務に係る費用について、期間として平成19年から平成21年度まで、限度額97,650千円を追加するものでございます。

以上ご説明を申し上げました。

ご審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菊地栄助君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(菊地栄助君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、ただちに採決を行うことにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(菊地栄助君) ご異議なしと認めます。

討論を省略し採決に入ります。

議案第233号 平成18年度鏡石町一般会計補正予算(第6号)についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長(菊地栄助君) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了 いたしました。

◎町長あいさつ

○議長(菊地栄助君) ここで、閉会にあたり招集者からあいさつがあります。 町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

○町長(木賊政雄君) 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

提出いたしました議案につきまして、慎重な審議をいただき、承認、議決を賜り 誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

明日からは、大寒であります。これから厳しい寒さも予想されますが、議員各位 には限りないご活躍とご健勝を申し上げる次第であります。

鏡石町議会のますますの発展をご祈念申し上げ、閉会のあいさつといたします。 ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長(菊地栄助君) これにて、第8回鏡石町議会臨時会を閉会といたします。 ご苦労様でした。

閉会 午前11時56分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成19年1月19日

鏡石町議会議長 菊 地 栄 助

署名議員2番渡辺定已

署名議員3番 今駒隆幸

署名議員4番 根本重郎